

もう8年目になりますね、介護保険制度になってから。それ以降ってのは事業団体なんかいっぱいできたわけですけども、その部分というのは全部自前で建物つくってんですよ。保険の方の支払い、介護保険の方からの支払いは、かかった費用、利用料の中の9割は保険から、1割は個人からっていうふうにしてるんですね。そこは特養でも老健でもほかの事業団体でも全部同じです。ですから今見ていくと、ほとんど費用は事業団体の方は出してないんですね。ほかのところは全部建物の償還まで含めて事業やってんですよ、同じ支払いで。

その意味では、あくまでもここの部分は市が借金した部分っていうふうになってますので、市が返済する義務があると思います。あると思いますが、介護保険制度に入ってからというのは、やっぱり事業団体自身が償還していくというふうな形になってきているわけで、どこもそうです。リバーヒルにも1億円貸し付けましたね。10年間の返済で多分終わっていると思いますけども、ふるさと融資っていう、貸し付けたんですよ、市が無利子にして貸したんです。その利子分を市が補てんしてきたんです。それぐらいなら私は許されると思います。しかし、すべてを持っていくというのは、やっぱり制度上しょうがなくて払わなきゃいけないかもしれないけども、実施主体の方にやっぱりお願いできるんでないかと私は思うんですね。今のような財政状況なら社会福祉法人の方ではご理解いただけるんじゃないかなというふうに思うんですが、市長、その辺の考え方についてお聞かせください。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

確かに平成19年度も3,000万円を超える金額を約束、約定に従って支払ってるわけですけども、大変そういう意味ではこの金額は大きいなというふうに思っております。しかしながら、

債務負担行為をちょうだいしてやったものですから、これは先方にやはりじっくりとお話をしながらご協力いただけないものかということはいくらでも検討しなきゃいけないかなとは思いますが、しかし、一方的に払えませんかということは言えないものだろうというふうに考えております。

藤原民夫委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 次に、順位4番、議席番号12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 このたび当局の提出議案に、長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部改正案が提出されております。そこで私は、文教の杜設置に当たって設立当初からかかわってきた者の一人でもあり、その関係もあって教育長並びに文化生涯学習課長にお尋ねをするものであります。指定管理者制度を導入するに当たっての1件についての質問であります。

初めに、設立当初のころ、文教の杜基金募集委員会の会長で産婦人科医師の村山秀雄先生が趣意書の中で次のように呼びかけておられます。平成4年10月、長沼孝三彫塑館が開館しました。これは長年待たれていた文教の杜の明るい希望の第一歩をしるすものでした。今後も整備が進められ、新しい文化の拠点が築かれつつあります。文教の杜の大きな特質は2つあります。一つは、古い歴史的空間をそっくり生かしながら新しい未来を創造するところだということ。もう一つは、市民一人一人のための一人一人による開かれた美術館、博物館を目指しているということです。この村山先生の呼びかけにこたえて、市民から平成18年度現在3,900万円の浄財が寄せられ、長井市の基金として管理されておるわけでありまして。

その市民の文教の杜ながいの運営管理の方法として、このたび指定管理者制度を導入しようとしているのであります。さて、この地方自治法第1条の2では、住民の福祉の増進などの役割を果たすために地方自治体は公民館や図書館など各種の公の施設を開設、設置して広く住民の利用に供するとともに設置主体である市町村がその管理を直接行うことが原則とされているのであります。ところが、2003年9月に施行された地方自治法第244条の2第3項では、法人その他の団体であって当該普通公共団体が指定する者、これを「指定管理者」と呼ぶわけですが、ここに管理を行わせることが認められたのであります。すなわち団体であれば、従来は許されなかった株式会社やNPO法人など、民間の事業者も議会の議決を経れば指定管理者になれるようになったというわけでありませぬ。

このたびの条例改正を足がかりに公民館や図書館、生涯学習プラザなど市直営の社会教育施設も民間団体の管理となるような計画が示されておるわけでありませぬが、これについて教育長、どのようにお考えかお聞きをいたします。

○大道寺 信委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 教育委員会管轄の社会教育関係の公的な施設については、今回文教の杜の指定管理者制度ということで提出してはいますが、そのほかについては、今のところは教育委員会として内部に突っ込んだ検討はしていません。ただ、計画的には図書館、文化会館、生涯学習プラザ等も検討の対象にしていきたいというふうに思っています。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 文化生涯学習課長に設置条例の第10条についてお尋ねをいたします。このたびの設置条例。これまでは委託契約に基づいて受託者は具体的な管理の事務とか事務の執行だけを行うものであったわけでありませぬ、公の施設の管理権限や責任は市町村にあつて、

会館の使用許可等は、これを委託できなかったわけでありませぬ。ところが今回の指定管理者制度では、公の施設の管理に関する権限を指定管理者制度に委任して行わせることから、任せられた業務の質と量が拡大したとも言えるわけでありませぬが、この点に関しての見解はいかがか、お伺いいたします。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 ただいま委員のご質問の中にありましたとおり、指定管理者となります制度を導入いたしますと、例えばこれまでよりふえるといひませぬか、業務として多くなる部分で言ひませぬと、減免申請の受付、あと利用の許可などもできるように、指定管理者の方ですということになりますので、この部分については従来の業務委託の分よりはふえてくるのかなというふうに思ひませぬ。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 文化生涯学習課長にこの第10条の2の指定管理者が行う業務についてお尋ねをいたしますが、第10条では、市長は文教の杜の設置の目的を効果的に達成するために必要と認めるときは地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に文教の杜の管理を行わせることができるというふうにあつて、その第2項で、前項の規定により指定管理者が行う業務は次のとおりであるということ、4項目の業務を挙げておひませぬ。1つは文教の杜が行う事業の企画及び実施に関する業務、2つには文教の杜の使用の許可及び入場の制限に関する業務、3つ目は文教の杜の施設及び設備の維持管理に関する業務、4つ目として前各号に掲げるもののほか市長が特に認める業務ということ、4つの業務を挙げておひませぬ。もちろん4項目の事業は現在実施されておひませぬ、市民や利用者からも好評を博していることはご承知のとおりであると思ひませぬ。ところが、これらの企画事業の中に現在長井市の文化生涯学習

+

課の職員である文化主幹なしには実現できない事業がたくさんあるのでありますが、その実態についてお聞きをいたします。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。私どもの方で想定している指定管理の業務については、ただいま委員が申し上げられたとおりでございます。現在におきましても、いわゆる使用許可、減免等を除いた他の業務については財団法人文教の杜ながいの方に業務委託をしているところでございます。その中で、ただいま質問にございました、例えば事業の企画及び実施に関する業務につきましても財団の方をお願いしておりますので、財団の事業を通して行ってまいりました。例えば平成18年度におきましては、文教の杜の展覧事業として、彫塑館では「少女像ものがたり」とか「手で見る彫刻」とか、あと丸大扇屋では「昔のつつじ公園回顧展」などを実施してまいりました。これらの企画につきましても、先ほど教育長からもございましたように、文化主幹が文教の杜において収蔵品の管理、整理を行っておりますので、そういった中で財団と文化主幹の方で綿密な打ち合わせを行いながら財団の事業として実施してきたところでございます。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 ご承知のように、文教の杜は江戸中期の最上川を開くと、白鷹のショウブのある大滝を開削して、その結果、非常に多くの舟運が開けた結果、商業や工業による交易が栄えて、特に長井市発展の基礎を築いたとも言われているような、そういった歴史を伝える品々が文教の杜の財産となって多くの方々の目を光らせるものでありますと同時に、そこのご出身の長沼孝三先生の生家であるわけですが、そのご出身の長沼孝三先生は彫刻家として日展の審査員というふうな大変な名誉な肩書を持っておられ、作品活動に励んでたくさんの彫刻を

残されたわけでありまして。記憶に忘れられがちになっておりますが、上野の駅前のターミナルに「母子像」という大きな彫刻作品が長い間掲げられておりましたが、残念ながら駅前の開発事業の中で何か機械にひっかけられて、その母子像が壊されるというふうな大変残念な話を長沼先生から聞いて、そのことが読売新聞だったか中央の新聞に大きく載って、そしてその作業小屋の倉庫の片隅にその作品が置かれているという話を聞いて、「先生、ぜひあの作品もらってきてもらえませんか」と言って、しかしそこへ行ったときは既にその作品そのものが、小屋そのものがなくて作品もどこへ行ったかわからないというふうな残念な結果になったわけでありまして。

また、日本画家の長井市の出身の菅原白龍の書、絵、そういった近代書画家の収蔵品も丸大扇屋にはたくさん残っておると同時に、民俗資料として当時の江戸末期あるいは明治初期、明治時代から大正にかけての民俗資料、丸大扇屋で使った100年を超える生活様式が今でも実感できる形で資料館に残っておるわけでありまして。

この管理委託している文教の杜ながいは施設の管理業務だけを委託している、いわゆる業務委託だと思っておりますが、そうではないですか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。財団法人文教の杜ながいに対します業務委託契約書の中で述べております委託業務の内容でございますが、3点ほどございます。第1点は文化財の保護活用及び芸術的な催事等に関する業務、あと2番目が長沼孝三彫塑館、旧丸大扇屋及び旧西置賜郡役所、小桜館ですが、の施設及び設備の維持保全、3番目といたしまして長沼孝三彫塑館入館料、旧丸大扇屋新座敷使用料及び旧西置賜郡役所、小桜館ですが、の会議室等の使用料の徴収業務というようなことでございまして、施設の維持管理と使用料の徴収、

先ほど申し上げましたような企画展などについて業務を委託しているところでございます。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 新しい設置条例では、指定管理者による管理、第10条第2項で指定管理者が行う業務の一つとして第1号から第4号までであるわけですね。そこでその中の文教の杜が行う事業の企画及び実施に関する業務という項目がこの第1号に入っております。この事業を行うために施設には学芸員という有資格者が必要であるわけでありまして、学芸員の配置を見通してこのたびの条例改正というふうになったのか、その点をお聞かいたします。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 確かに新たな条例では文教の杜が行う事業の企画及び実施に関する業務というのが第10条第2項第1号に載せているところでございます。これにかかわりまして学芸員の配置というふうなご質問でございますが、文教の杜につきましては、博物館類似施設というふうな位置づけでございまして、学芸員の配置が義務づけられている施設ではないというふうにご存じしております。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 現在委託先の民間団体である文教の杜ながいがこの施設の維持管理のみを長井市から委託を受けているわけでありまして、ところがその団体の行う企画事業に行政の先ほど申し上げた答弁いただいた担当者である職員がかかわっている。かかわらなければ、またこの展示事業が行えないというふうな感じで、この展示会の準備や彫塑館の作品の保守、こういったあらゆるものにこの職員がかかわらなければ実際の事業ができないという、そして直接指揮監督せざるを得ないという、そういう関係にあるわけでありまして、この実態について、これでいいのか、この点について文化生涯学習課長、どうですか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げますが、その前にただいまの藤原委員の質問の中で施設の管理運営業務のみでないかというふうなことがございましたが、芸術的な催事等にかかわる業務についても委託を申し上げておまして、文教の杜ながいの平成18年度の事業実績報告についても、委員十分ご存じだと思いますが、催事の中身についても載っているところでございます。

業務委託については先ほど自立経営対策室長からもありましたが、業務委託先の職員に対して直接指示命令はできないことになっております。ですので、私どもといたしましては、私どもの方の職員が催事等を企画なりする時点で文教の杜ながい理事会の皆さんや役員の皆様方との打ち合わせの中で事業内容について綿密な調整をいただきながら実施をしてまいってきたものだというふうにご存じしておりますし、今後もそういったことでご存じしております。特に私どもの職員につきましては、先ほど来、委員がご指摘されておりますように、非常に貴重な収蔵品が文教の杜ながいの中にありますので、その整理や保管について私どもの方の専門知識を持った職員がこれからは直接その任に当たってまいりたいというふうにご存じしております。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 しかし、実際はあそこに雇用されている方々は施設の維持管理を中心にやって、そしてあそこに保管されている主要な文化財、あるいは彫刻作品、こういうものについては展示会のあれがあるからどの作品を出そうとか、いわゆるここで言っている事業の企画及び実施に関する業務は直接できないじゃないですか。その業務はやはりその文化主幹が采配を振るって、そしてやらなければ、実態としてはそれはできないのではないですか。そうい

+

う実態にあるのじゃないですか。

○**大道寺 信委員長** 那須宗一文化生涯学習課長。

○**那須宗一文化生涯学習課長** 業務委託でございますので、あくまで指示命令はできないというふうな認識の中で業務を進めていただいているものと考えております。確かに例えば企画の段階とかの部分で十分な打ち合わせの中でそういった形のかかわりはあるというふうに思いますが、指示命令という部分ではないというふうに私どもも考えているところでございます。

○**大道寺 信委員長** 12番、藤原民夫委員。

○**12番 藤原民夫委員** 文化生涯学習課長、それは無理なんです。例えば文教の杜の会員の方々にいろんな情報をお知らせする、あるいは会報をつくる、作成する、その技術はやはり文化主幹が他人にできないすばらしい才能を持って、そしてぱぱぱっとやるんです。発送とかそういう事務の単純作業は、これはできますよ。しかし、そういった企画あるいは立案、そういうものはできない。できないということはどうなるかと、先ほど文化生涯学習課長も言っていました、市職員が、つまりこの委託先の労働者を指揮監督せざるを得ないというふうな形に現在は実態としてなってるわけです。そうすると、違法な労働者供給、つまり偽装請負、偽装委託、こういうことになるのではないかと、こう思うんですが、その認識はいかがですか。

○**大道寺 信委員長** 那須宗一文化生涯学習課長。

○**那須宗一文化生涯学習課長** 繰り返しになりますが、確かに業務委託先の職員に対して指示命令をいたしますと委員ご指摘のようなことになるというふうに思います。私どもとしては、その企画立案などについて十分打ち合わせをしながら、そこの中でお互いの知恵を出していくという作業だというふうに認識しておりますし、確かに現在言っております文化主幹の発想力とか技術というのは他に類を見ないものだというふうに考えておりますので、そのように見える

部分はあるかもしれませんが、それはあくまでもお互いの打ち合わせの中で企画が実現しているのだというふうに認識しているところでございます。

○**大道寺 信委員長** 12番、藤原民夫委員。

○**12番 藤原民夫委員** 第10条をもう1回言いますけど、「市長は文教の杜の設置の目的を効果的に達成するために必要と認めるときは地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に文教の杜の管理を行わせることができる」と、こうなんです。教育委員会に行わせるんじゃないんですよ。この指定管理者に行わせる。指定管理者というのは文教の杜ながいを指定するという事なんです。教育委員会と一緒にやるということはどういうことか、こうなるんですよ。

今そういった市の自治体と実際に契約をしている団体が連れ合って仕事をする、いわゆる偽装請負が今大きな問題になっているんです。一体どういうふうにしてこれを解決するかというふうな問題がやはり自治体では今、この文教の杜だけでなくほかのところでもこういった問題で悩んでらっしゃるところがあるんじゃないかと思うんですが、そういった例はないですか。

○**大道寺 信委員長** 那須宗一文化生涯学習課長。

○**那須宗一文化生涯学習課長** お答え申し上げます。山形県内のエリアはございませんが、たしか関東地方だったと思いますが、ある自治体において、公民館の業務について偽装請負と指摘されたことがございます。その場合の指摘事項が4点ほどございまして、この部分については、やはり厚生労働省のホームページなどを参考にいたしましても、やはり私どもとしても十分注意をしなければならないことだなというふうに認識しているところでございます。

○**大道寺 信委員長** 12番、藤原民夫委員。

○**12番 藤原民夫委員** 地方自治体のこうした偽装請負とか違法派遣、これは実際に住民の

方々の権利と暮らしを守るというふうな自治体行政の総合性、継続性、専門性、あるいは安定性、これを内部から突き崩すおそれがないのかということで、日本にそちこちから大きな声が上がって、実際に国の指導を受けているというところが次々出てくるんですね。これ実際にどういう判例かなというふうに見ますと、ぴったりと今回のこの文教の杜ながいが当てはまるのではないかというふうに思われるようなところがあるんです。それでお聞きしているわけですが、一体どうして偽装請負や偽装委託、こういうふうな関係が生まれるのか、その解決策があるのかという問題であります。担当者の文化主幹は文教の杜開館当初から直接かかわっておって、彫刻家の長沼孝三先生やあるいは財団法人文教の杜ながいの初代会長の村山秀雄先生などから直接指導を受けて信頼を得ている、またその先生方は非常に得がたい職員だというふうなことで信頼を寄せておるわけであります。また本人は、先ほど申し上げましたが、絵画や彫刻など芸術関係あるいは文化財、中でも郷土史関係には非常に造詣が深く、自身が作成したこの文教の杜ながいのPR紙、あるいはパンフレット作成、さらに文教の杜ながいの施設や郷土の近代文化人の紹介など、すぐれた才能を發揮して、そして余人にはかえがたい深い造詣を持った職員で、施設の充実にこれまでも貢献されてきたのではないかと、これはどなたも疑う方がおられないのではないかと、こういうふうに思うんですが、文化生涯学習課長いかが思いますか、その部下の主幹。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 委員の今のお言葉のとおりだというふうに私も認識しているところでございます。

○大道寺 信委員長 ここで暫時休憩します。再開は3時20分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時20分 再開

○大道寺 信委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

それでは、藤原民夫委員の質疑を続行します。12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 先ほどは偽装請負、違法派遣、この問題についてお聞きをいたしました。一体どういうことかと、結局は職業安定法、労働者派遣事業法、これにおける偽装請負、偽装派遣ではないかという問題を言っているわけでありまして、結局この背景にはやはり国の指定管理者制度というふうな問題が派生する、そういった問題があるわけでありまして、しかし長井のこの文教の杜ながいでは、こういったことがもう既にずっと前から日常的に行われてきて、これが違法であるというふうな認識すら我々も持たなかったという状態だったんですね。今回のこの指定管理者制度ができて初めて、一体どういうことになってるんだろうというふうに調査したわけでありまして、その中でやはり正規職員が業務委託したこの職員を指揮監督する、あるいはまたそのあれに命令するというふうなことは許されないのだというふうなことがわかったわけでありまして、その点についてお聞きをしているわけであります。

ところで、問題は、あの文教の杜ながいに学芸員が配置されていない、これが私は最大の問題ではないかというふうに思うんですね。学芸員が配置されていれば文化主幹があそこに行くというふうなことについては、やはり先ほどの法に触れるというふうなことになりますから、学芸員は外のそういうところで仕事をし、また専門的な知識を持っておられますから発掘調査すると、あるいは広報を市民に図るというふう

+

なことが学芸員としての仕事でありますから、学芸員を配置するというふうなことが最も確実なこの問題を解決する方法ではないかというふうに思うんです。教育長、その点について、そういう計画はありますか、どうですか。

○大道寺 信委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 さっきから那須課長の方でお答えしていますけども、文教の杜にある収蔵品とか寄贈いただいた資料等については、今、文化主幹が時々出向いて調査、整理をするという状況で、今後もそういうふうな方向でやっていきたいというふうに思っています。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 時々出向かないんですよ。毎日行ってる。だから、私はそこを言うてるんですよ。それじゃあだめなんです。実はこの文教の杜ながいの開設後、間もない平成5年ごろに、現在の文化主幹、あの人、大変だと、あのままではつぶれてしまうというふうなことを役員の方々が心配して、彼を受け継ぐ人を養成しなければいけないというふうなことで村山会長以下役員の皆さんが市長に直接相談して、そして学芸員の配置を実現させてほしいというふうに訴えて、間もなくわかったと快諾を得られたのであります。そこで早速市報で学芸員の資格を有する方、また今春卒業してその資格を取得する見込みのある方ということで職員採用を呼びかけたんです、市報で、そうしたところが仙台市や郡山市、米沢、長井から4名の若者が申し出まして、タスを会場にして職員採用試験を実際に実施したのであります。筆記試験と面接試験であります。ところが、受験が終わってから、今度は市長が何を気分が変わったのか、採用を取り消すというふうなことを告げられたわけでありまして、結局受験事務の担当者は適任者がなかったという文書を送ったということがあったのであります。村山会長はそれを聞いた後、無念さと悔しさとでしばらく茫然と天

井を見詰めたまま一言も発せられなかった、その当時のことを私も今も鮮やかに覚えておるのであります。

教育長にお聞きいたしますが、その事実についてご存じありませんでしたか。

○大道寺 信委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 聞いていませんでした。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 この文教の杜ながいでも、こういうふうな現在私が申し上げているような事態がいずれは来るであろうということ予測して、そして必死になって市長にお願いし、市長を結局は説得したわけですね。その年代を申し上げますとどなたの市長かわかるとは思いますが、ところがこの市長に結局は裏切られた結果、現在の状態になってるというふうなことだと思っております。

学芸員の資格を持っているということを条件に採用しようとして、これが先ほど申し上げましたようになかなかたわけですが、ところがこの学芸員の資格を持った方を市職員として、最近といいますか何年前からかわかりませんが、採用したということを知っていますが、現在の職場におられるのか、教育委員会ですか、学芸員ですからね。教育委員会ですか。そうすると我々から見ますと飛びつきたいほどすぐにも配置してもらえないのかというふうなことは役員の方もこの問題を言ったら言っておりますが、現在どういうお仕事をなされておられるんですか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。学芸員の資格を持っている職員については、文化係長という職責で文化係業務全般の取りまとめを行っているところでございます。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 その方、ここで言っ

はいけないかどうかかわかりませんが、そういう

方をこの文教の杜に配置するという事になれば、偽装請負とか、あるいは偽装派遣とか、そんな醜いことを言っておる必要ないんですね。そうでないですか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 ただいまの藤原委員のご質問にお答え申し上げます。例えば学芸員の資格を持った職員が文教の杜に籍を構えるというふうなことが例えばあったとしても、例えば今、文化主幹が、籍はあくまでも文化学習課にあります、仕事場としてあそこの場に行っている現状とはほぼ同じ状態で、例えばある意味で企画などをする際に財団法人の職員に対して指示命令をしているのでないかというふうな、今、藤原委員おっしゃったような懸念は残るのでないかなというふうに考えております。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 そうじゃないですよ。資格というのはそんなに簡単なものじゃないです。あそこに配置して、そしてその方々と一緒に仕事ができる、これは偽装とかそういうのじゃないです。自分の仕事ですから、業務ですから。ところが、文化主幹は文化主幹が仕事でこちらに派遣といいますか、この仕事に来ると、そこでいろいろ指示したりするというふうなことは、これはだめなんだと、こういうふうに言ってるんですが、その点は研究なさらなかったわけですか、この質問に対して。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 一般論として、偽装請負というふうに指摘された、ほかの自治体の例を申し上げますと、例えば市の職員が指揮命令を行っていることとか、あと労働時間などを市が管理しているということとか、損害賠償責任について例えば雇い主である、例えば協議会とかいろいろあるわけですが、そちらが事業主としての責任を負っていないとか、あと備品をその業務委託者側に無償貸与してるとかいう

ふうなことが労働基準監督署からされているようでございます。こういったことから、例えば今委員がおっしゃったような職員の立場の違いというのは余り関係なく、やはり直接市の職員がいろいろなことについて指示命令するということが一番の問題なのでないかなというふうに考えたところでございます。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 私の見解違いますので、ぜひ研究して、私が間違っておるかもしれませんので、ぜひ研究して早急に正常な形で文教の杜ながいが運営できるようによろしくお願いたいと。なぜこういうふうなことが起こるかといいますと、この背景としては、職業安定法、労働者派遣事業法、こういった法律によって偽装請負、これを規制する措置がまだまだ甘いのではないかと、むしろ我々は思っているぐらい。この偽装請負というのは犯罪なんです、文化生涯学習課長。ただ「いや、間違っただけ」で済むもんでない。犯罪なんです。ですから、ぜひしっかりと研究していただきたい。

現在こういったことが自治体の中で起こっているというのは非常に残念だと思うんですね。自治体はいろんな市民の生活あるいは暮らしを守っていく、その立場にあるわけですから、これは何とかして解決する方向で頑張ってもらいたい。

私、最近電話もらった。大変な電話なんです。要約するとこうなんです。「うちの息子が派遣労働で会社に勤めておるが、それはひどいもので、正社員に比べると給料は安い、身分は不安定で、いつやめさせられるかと不安の毎日だ。将来のことを考えるととても心配だ。派遣労働というのがあるからだ。何とかなくしてほしい」、こういう電話をいただいている。これと似たようなことを市でやってるというふうなことであるとすれば大変な問題ではないかというふうに思うんですね。この点について、通告は

+

しておらなかったんですが、市長にご意見をお聞きいたしたい。

○**大道寺 信委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。結局、業務委託ということの形態がやはり直営もしくは指定管理者という制度でやりなさいという地方自治法上の制約があるわけですから、その業務委託の形態が誤りだというふうに思っておりますので、私としては指定管理者制度をぜひ導入したいというふうに考えております。

○**大道寺 信委員長** 12番、藤原民夫委員。

○**12番 藤原民夫委員** この文教の杜にまだ眠っている貴重な郷土資料の整理、研究、また正常な労働環境の中で文教の杜が行う事業の企画や実施に関する業務、これが果たすことができるように直ちにこの問題に取り組んで、そして文教の杜を市民の願いに沿った形で運営できるようにする、そして今後の文化活動あるいはまた長井市の観光事業にとってもかえがたい存在感を持っている貴重な施設でありますから、原則として直営、それができなければ公的セクターとして実施させる、そして公共施設の公共性を守って市民サービスの水準を確保し、向上を目指していく必要があるというふうに思うんですが、そういったことについて最後に教育長のご所見をお聞きをいたします。

○**大道寺 信委員長** 大滝昌利教育長。

○**大滝昌利教育長** 文教の杜の運営については、やっぱり指定管理者の方向で考えていきたいというふうに思っていますが、公的施設を管理運営するに当たっては直営か、または一部業務委託、指定管理者、三者択一といいますか、そういうふうになるわけですが、一部業務委託というのは、さっきからあるように、もしかすると偽装請負というふうになりかねない。そういう意味で、今の行財政改革の流れからいけば、直営というよりも今の文教の杜の運営自体が指定管理者にかなり近い状態で運営してるわけで

すので、やっぱり指定管理者という方向で検討をすべきでないかなというふうに私は考えています。

高橋孝夫委員の総括質疑

○**大道寺 信委員長** 次に、順位5番、議席番号10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 私は、長井市の行財政運営が誤りなく展開をされること、そして住民福祉が向上するようお願いながら総括質疑を行います。通告をしております3点について順次質問申し上げますので、明確な答弁いただきますようお願いをしておきたいと思えます。

質問の第1は、仕事のあり方、業務展開の手法の点検をという点についてです。

本定例会に議案第86号 平成19年度長井市一般会計補正予算第5号が提案をされています。この特徴は、補正総額が1億770万2,000円、そのうち総務費の一般管理費で8,142万3,000円を占めていることにあると私は感じています。この時期の補正で近年まれなものだなと感じているところです。この内訳を見ますと、先ほど来出ているように、1つは人事院勧告による給与改定分722万7,000円、人事異動による、これは給料分の精査分322万9,000円、3つ目は時間外手当の増減額1,991万2,000円、4つ目は当初予算と特例条例による独自削減分の差額2,322万6,000円、5つ目は人事異動による手当の精算分、これは三角ですが、184万6,000円、6つ目は退職手当負担金特別負担金などということになって、2,332万1,000円、7つは共済費の精査分757万7,000円、8つ目は臨時職員賃金63万1,000円などとされているわけです。私はこのうち申し上げました4つ目のところと6つ目のところ、いわば当初予算と特例条例による独自